

令和 6年12月26日

株式会社 笹戸建築事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員が働きやすい雇用環境を整備することによってその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 1月 5日～ 令和12年12月31日までの 5年間

2. 内容

次世代法及び女性活躍推進法

目標1：有期雇用労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得率70%以上を目指す。

<対策>

- 令和 8年 1月～ 単年度ごとに数値目標を提示
- 令和 8年 6月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、周知する（以降半年に1回）

次世代法及び女性活躍推進法

目標2：有期雇用労働者を含む全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月20時間未満とする。

<対策>

- 令和 8年 1月～ 令和8年4月より第2金曜日を休業日とする
- 令和 8年 1月～ 全体会議での社員への周知

次世代法及び女性活躍推進法

目標3：子育てをしつつ活躍する女性社員を増やすための環境を整備する。

<対策>

- 令和 8年 1月～ 育児休業取得率100%(男女とも取得率100%を継続する)及び1箇月以上の育児休暇取得を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和 8年 1月～ 出産や育児を理由に退職した社員に対する再雇用制度を導入する